

令和2年4月1日

令和2年度 学校経営方針

渋谷区立代々木中学校

校長 川上 弘文

国際化、情報化が一層進む社会において、変化の激しい時代をたくましく生き抜く生徒を育てることが教育に求められている。令和2年度の代々木中学校の教育活動は、生徒が時代を超えて変わらない価値のあるもの、時代の変化とともに変えていく必要のあるものを自ら適切に判断し成長することにより、世界に誇る街「渋谷」の未来をさらに大きく発展させる生徒が育つ学校づくりを行う。

今年度は、喫緊の課題として、

- (1) 学習進度の回復及び学力の定着並びに向上
- (2) 体力の回復及び健康の保持増進
- (3) 健全な心の育成

をあげる。

学校再開の際、学習については1単位時間で、新しい学習、既習内容の復習及び課題学習についてバランスの良い授業を行わなければならない。

また、学校生活を送る上で体力は必要不可欠であるが、運動する機会の減少による運動不足及び体力の低下が懸念される。

さらに、東日本大震災の傷も未だ癒えぬ社会において発生した今回の騒動を受けて、生徒が思いやりの心を持てるように、心を耕す教育活動を行わなければならない。

上記の課題を解決する方策として、下記のことに取り組む。

- ①タブレット端末を最大限に活用して効率的かつ質の高い授業を行う。
- ②言語活動を積極的に取り入れ、主体的・対話的で深い学びにより、「聞く力」、「話す力」を養う。
- ③生徒の能力、発達段階に応じた体育活動を行い、運動部活動及び体育的行事の練習等を通して、体力の向上を図るとともに、「できる」、「できた」喜びを味わうことができる。
- ④教育活動全般において、人とかかわりを多くもたせ、他者を思いやるとともに、自分の「よさ」、他者の「よさ」を発見できる心を育てる。
- ⑤道徳教育のみならず、生活体験、他者とかかわり等を通して生徒自身のモラルの向上を図り、道徳的実践力を培う。

本校では、これまでの伝統を踏まえながら、未来の学校づくりに向けて、「チーム代々木」として、教職員一同日々研鑽を重ねながら尽力していく。

1 教育目標

人間性を生かし、社会の進展に役立つ人をめざして

- ・ よく考えよう
自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を伸ばし、主体的によりよい行動を起こす実践力を育てる
- ・ 思いやりをもとう
自他の生命と人格の尊重をはじめとする人権尊重の精神の高揚をはかり、礼儀正しく心豊かで共に生きる姿勢をはぐくむ
- ・ 力強く生きよう
心と体の健康を推進し、生涯を通じてたくましく生きる力をはぐくむ

2 教育目標達成のための基本方針

- (1) 生徒が自ら学ぼうとする意欲を引き出す授業を行うために、タブレット端末を活用して、各教科が工夫した授業を行う。
- (2) 生徒が積極的に参加できる「主体的・対話的で深い学び」を実践する授業を行う。
- (3) 生徒の秘めたる能力を開花できるように、教師が能力を引き出す手助けを行い、学校行事等で生徒自ら企画運営を行うなどの実践力を身に付けさせる。
- (4) 人権感覚の育成に常に配慮し、「特別の教科 道徳」の充実を図るとともに、家庭との連携を図れる道徳教育を推進する。
- (5) 自他の生命を大切にす心の教育を行い、いじめ防止教育を行う。
- (6) 生徒が互いを支え合い、励まし合って健やかに成長できる教育活動を行う。
- (7) 一人一人のよさや可能性を共感的に把握し、生徒が互いのよさを認め合うとともに、可能性を最大限に伸ばすことに努める。
- (8) 生徒の能力及び発達段階を考慮し、教科、特別活動等の教育活動に組織的に取り組み、体力の向上を図る。
- (9) 運動部活動において、顧問と外部指導員が連携を密にして練習に取り組み、心身ともに健康な生徒を育てる。
- (10) よき仲間と支え合い、競い合い、励まし合って変化の激しい時代をたくましく生き抜く生徒を育てる

教育活動充実のための重点事項

1. 各教科 「学力の向上に向けて」

- (1) タブレット端末等 I C T 機器を活用して、わかる授業、参加する授業を目指し、工夫・改善する。すべての授業についてタブレットを稼働する。
- (2) 言語活動を積極的に取り入れ、「書く力」、「話す力」を育成する。
- (3) 言語活動の基礎となる読書教育を推進する。
- (4) 知識・技能を活用する力、考える力（思考力・判断力・表現力等）を育成する。
- (5) 生徒自ら学び方を習得し、タブレットを活用した家庭学習の習慣化を図る。
土曜日授業等を通して、授業の様子を保護者や地域に公開する。

2. 「特別の教科 道徳」

- (1) 人権尊重の精神を培い、互いを認め、思いやり、支えあう心や態度を育成する。
- (2) 国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける。
- (3) 自他の生命を大切にする心を育成する。
- (4) 道徳的実践力を育成するために、外部講師等の活用を行う。
- (5) 道徳授業地区公開講座では、保護者・地域の方にも積極的な参加を促す。
- (6) 道徳教育推進教師を活用し、道徳授業の改善を図るとともに、教材、資料等を学年にかかわらず共有する。
- (7) 「特別の教科 道徳」の評価方法の更なる向上を図る。

3. 総合的な学習の時間

- (1) 自他を思いやり、自ら考え行動し、活動する資質や能力を育成し、自己の生き方を考えさせる。
- (2) 「シブヤ科」として、第1学年及び第2学年に年間20時間を配当し、「人」・「街」をテーマに外部人材を活用した授業を行い、ダイバーシティ・渋谷シティプライドの醸成を図る。

4. 特別活動

- (1) 学級活動を中心に、いじめ・差別を許さない心情及び態度の育成、好ましい人間関係づくりを重視した指導を行う。
- (2) 主体的に生徒会活動に取り組みせ、帰属意識及び仲間意識を深めるとともに、自主性社会性を育成する。
- (3) もみの木祭、宿泊行事等の学校行事を通して、自主的・実践的な態度や協力する態度を育てるとともに、自己の能力を発揮させ、充実感及び満足感を味わうことができる。

5. 特別支援教育

- (1) 特別支援教育「巡回指導拠点校」としての巡回指導の実施。
- (2) 対象生徒の教育的ニーズを把握し、合理的配慮とともに必要な支援を行う。
- (3) 特別支援コーディネーター及びスクールカウンセラーとの連携を密にし、校内委員会の組織力、機能性等を高めた活動を行う。
- (4) 保護者、関係諸機関等と連携するとともに、「個別指導計画」・「教育支援計画」を作成し、支援する。

6. 生活指導

- (1) 基本的生活習慣を確立し、規律ある生活態度を身に付けさせる。また、社会生活におけるマナーの理解及び法を守る態度を育成する。
- (2) 教員、生徒及び保護者との信頼関係を確立し、人権に配慮しながら一人一人の生徒が自己肯定感及び自尊感情を高めることに努める。また、体罰に依らない個々の生徒に向き合った生徒指導を行う。
- (3) 生徒の心情、生徒相互の人間関係を的確に把握し、いじめ、不登校等を未然に防ぐことができるよう、教職員の連携により、日頃からの観察及び指導を充実させる。
- (4) 不登校への対応として、スクールカウンセラー等の有効活用及び教育相談の充実を図る。
- (5) 学校内外での安全指導を徹底するとともに、非常災害時の安全確保のため、避難訓練、総合防災訓練、救命講習、セーフティ教室を実施する。

- (6) 事故発生時は、初期対応を確実にを行い、生徒及び保護者の気持ちを十分に考えた対応を行う。

7. 進路指導

- (1) キャリア教育の視点を踏まえ、自己の適性及び能力の発見ができるように指導並びに相談を行い、より良い進路選択ができる能力を育てる。また、保護者に対して、進路説明会等を通して適切な情報を提供するとともに、相談を行う。
- (2) 働くことの意義と将来の生き方を考えさせ、自己の進路選択に生かすことができるようにする。
- (3) 職業調べ、上級学校調べ等各学年の進路指導を計画的に実施する。

8. 部活動

- (1) 渋谷区立代々木中学校部活動方針に則り、全校体制で推進していく。
- (2) 顧問と外部指導員が連携し、計画に基づいた活動を行う。
- (3) 運動部活動では、生徒に対して、トレーニング効果を説明し、科学的・合理的なトレーニングを行い、技能の向上や目標の達成をできるようにするとともに、生徒の能力・発達段階に応じた練習を行う。
- (4) 文化部活動では、生徒の興味・関心・個性を伸長する活動を行い、地域・多世代・多文化交流の橋渡しができる活動を行う。
- (5) 顧問及び外部指導員による体罰、不適切な指導及び暴言は厳禁とし、生徒の人権を尊重する。

9. その他（社会の進展に役立つ人を目指して）

- (1) 各教科、道徳、総合的な学習、特別活動等において、地域や日本の伝統文化を理解・尊重する態度を育成し、日本人としてのアイデンティティを培う指導を行う。
- (2) 国際文化交流などの機会を活用し、異文化を理解、尊重する態度の育成を目指し、人権、道徳等の研究を進める。
- (3) 授業、特別活動等を通して、運動技能や体力の向上、健康や安全への意識を高める。
- (4) 適切な評価を行い、保護者の理解及び信頼性を高める。
- (5) 郷土「しぶや」の伝統、文化等を学ばせ、社会をよりよくできる行動力を身に付けさせる。

10. 家庭（保護者）との連携

- (1) 共に生徒の健全な成長を願う立場にあることを理解し、協力・連携した教育を行う。
- (2) 学校・学年・学級の教育方針を、学級だより、保護者会等を通してわかりやすく発信する。また、緊急的・必要的事項が発生した際は、臨時保護者会等を開催するとともに、説明を行い、理解と協力を得る。
- (3) 基礎的・基本的生活習慣については、家庭の役割の重さを明確にし、協力を依頼する。
- (4) 生活指導及びけがに関する保護者への報告は、迅速かつ誠実に連絡・対応する。
- (5) P T A本部と連携し、P T A活動の工夫を行い、生徒の健全育成を図るために活動への参加や協力を依頼する。また、学年や学級単位での保護者会等の開催も行う。

11. 地域との連携

- (1) コミュニティスクールとして、学校や地域を愛する団体等から推薦された委員で組織する学校運営協議会の責任の下、学校支援本部をつくり、学校教育への参画、分担、支援を具体的に実施する。
- (2) 地域行事等への生徒の参加を推進するとともに交流を深め、開かれた学校づくりを行う。

12. 小中連携教育

- (1) 関係小学校と、学校行事、地域行事等で共に活躍できるように連携を図る。
- (2) 学習進度、タブレットの活用状況について情報交換を行い、学習進度について関係小学校との接続を図り、中1ギャップの解消に努める。
- (3) 小中連携の日、部活動体験等を通して、小学生との交流を図り、本校入学後に速やかに教育活動に取り組めるように努める。

13. 研修

- (1) 悉皆研修のみならず、教職員研修センター等における研修に参加し、本校の課題や学習指導要領のねらいに沿った研修を推進する。
- (2) 職層に応じた研修に努め、組織的な校内OJTを推進する。

14. 事務・用務

- (1) 管理職、教員、事務職員、用務職員が連携し、教育活動に取り組む。
- (2) 学校徴収金等の保護者の負担軽減に努めるとともに学年会計等の適正処理について、渋谷区発「学校徴収金取扱いマニュアル」に則り、会計事故の未然防止に取り組む。
- (3) 学校予算の計画的で適正な執行を図る。
- (4) 校舎内外の修繕や清掃美化を計画的に進め、安全かつ快適に過ごせる環境づくりを行う。

15. サービスの厳正等

- (1) 教育公務員としての自覚を持ち、サービスの厳正に努めるとともに、生徒の模範となる言動を行う。
- (2) 校内コンプライアンスリーダー及びコンプライアンス推進委員会を組織し、サービス事故未然防止に向けた組織的な研修を行う。

教員が教壇に立ち授業及び教育活動を行うに当たり次の基準を常に念頭に置くものとする。

- 生徒のためであるか
- 保護者・地域の願いであるか
- 教育公務員として、法に則っているか
- 社会通念上、常識の範囲内であるか
- 教員として向上心を持っているか、協力体制を図れているか